

我が国における事業活動に伴い排出される ダイオキシン類の量を削減するための計画

平成 2 4 年 8 月

我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量
を削減するための計画

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第33条第1項の規定に基づき、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により準用される同条第4項の規定により公表する。

第1 我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量

我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量は、近年の環境の改善状況にかんがみ、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続することを前提として、当面の間、事業分野別に、次のとおりとする。

また、削減目標量の達成状況は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）第5条に基づく行動計画の見直しに合わせて、5年毎に評価を実施するものとする。

事業分野	削減目標量 (g-TEQ/年)	(参考)過去の計画の 削減目標量(g-TEQ/年)		(参考)推計排出量(g-TEQ/年)		
		削減目標量 (平成15年時点)	削減目標量 (平成22年時点)	平成9年	平成15年	平成22年
1 廃棄物処理分野	106	576～622	164～189	7,205～7,658	219～244	94～95
(1)一般廃棄物焼却施設	33	310	51	5000	71	33
(2)産業廃棄物焼却施設	35	200	50	1505	75	29
(3)小型廃棄物焼却炉等 (法規制対象)	22	66～122	63～88	700～1,153	73～98	19
(4)小型廃棄物焼却炉 (法規制対象外)	16					13～14
2 産業分野	70	264	146	470	149	61
(1)製鋼用電気炉	31.1	130.3	80.3	229	80.3	30.1
(2)鉄鋼業焼結施設	15.2	93.2	35.7	135	35.7	10.9
(3)亜鉛回収施設（焙焼 炉、焼結炉、溶鉱炉、溶 解炉及び乾燥炉）	3.2	13.8	5.5	47.4	5.5	2.3
(4)アルミニウム合金製造 施設（焙焼炉、溶解炉及 び乾燥炉）	10.9	11.8	14.3	31.0	17.4	8.7
(5)その他の施設	9.8	15	10.4	27.3	10.3	8.8
3 その他	0.2	3～5	4.4～7.7	1.2	0.6	0.2
合計	176	843～891	315～343	7,676～8,129	368～393	155～156

- 注 1 : 削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。
- 注 2 : 表中で値を範囲で示している分野は、複数の推計方法により推計を行っていることによる。
- 注 3 : 前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、今回から両者を区分して目標を設定することとした。
- 注 4 : 産業分野のうち、銅回収施設及びパルプ製造施設（漂白工程）は、前回計画では独立して目標を設定していたが、排出量が微量となったため、「(5)その他の施設」に統合した。
- 注 5 : 「3 その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び自動車排出ガスを含んでいたが、今次計画では目標設定対象から除外した（このため、過去の推計排出量にも算入していない。）。
- 備考 : 「g-TEQ/年」は、ダイオキシン類の年間排出量の単位で、毒性等価係数（ダイオキシン類の中で最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（2,3,7,8-TeCDD）の毒性を1として他のダイオキシン類の異性体の毒性の強さを換算した係数）を用いてダイオキシン類の各異性体の毒性を足し合わせた値である毒性等量（TEQ）で示す。
- なお平成9年及び15年の排出量並びに過去の計画の削減目標量は毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を、平成22年の排出量及び本計画の削減目標量は可能な範囲でWHO-TEF(2006)を用いた値で表示した。

第 2 削減目標量を達成するため事業者が講ずべき措置に関する事項

1 排出基準の遵守等

(1) 大気排出基準及び水質排出基準等の遵守

事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「特別法」という。)第20条に規定するところにより、排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の量が、大気基準適用施設にあっては排出ガスの排出口、水質基準対象施設にあっては当該水質基準対象施設を設置している水質基準適用事業場の排水口において、排出基準に適合しない排出ガス又は排水を排出してはならない。

また、特別法第10条の総量規制基準が定められた場合には、これを遵守しなければならない。

(2) ダイオキシン類による環境の汚染の防止

事業者は、特別法第4条に規定する責務にのっとり、ダイオキシン類の排出につながる事故の発生の防止を含め、その事業活動に伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止をするために必要な措置を講ずるとも

に、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止等に関する施策に協力しなければならない。

なお、上記の事業者が協力しなければならない国の施策には、POPs条約第5条に基づく行動計画の実施、利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）の利用の促進等が含まれる。

（３）事故時の措置

事業者は、特別法第23条に規定するところにより、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、事故時の措置を的確に講じなければならない。

（４）ダイオキシン類による汚染の状況の測定

事業者は、特別法第28条に規定するところにより、大気基準適用施設から排出される排出ガス及び水質基準適用事業場から排出される排水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行い、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

（５）公害防止統括者等の選任

事業者は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の規定に基づき、ダイオキシン類発生施設について、公害防止統括者及び公害防止管理者を選任しなければならない。選任された者はダイオキシン類発生施設の使用の方法の監視等の職務を誠実に行わなければならない。

2 事業者によるダイオキシン類の排出量の把握等

事業者は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の規定に基づき、ダイオキシン類が同法第2条第2項に定める第一種指定化学物質であり、人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、排出量等の把握等を行うとともに、同法第3条に基づく指定化学物質等の取扱事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（化学物質管理指針）に留意して、組織体制の整備、作業要領の策定、設備の点検や改善等による排出抑制を図り、こうした取組に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

3 ダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進

事業者は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）第11条に規定する責務にのっとり、使い捨て製品の製造・販売や過剰包装の自粛、並びに製品の長寿命化など、製品の開発・製造段階及び流通段階においてダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物等（循環基本法第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。以下同じ。）の発生を抑制するとともに、循環資源の再使用や再生利用の推進のために必要な措置を講ずるほか、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力するものとする。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき、多量排出事業者の処理計画の策定等廃棄物の排出抑制等のために必要な措置を講ずるほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）等に基づく措置を講ずることはもとより、更に自主的かつ積極的な努力により、廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の推進を図るものとする。

第3 資源の再生利用の推進その他のダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物等の減量化を図るため国及び地方公共団体が講ずべき施策に関する事項

1 廃棄物等の減量化のための施策の推進

（1）循環基本法等に基づく施策の推進

国は、循環基本法第9条に規定する責務にのっとり、同法第15条の規定に基づき循環型社会の形成に関する基本的な計画（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）を策定し、2004年6月の主要国首脳会議によって合意され、開始された3R（発生抑制、再使用、再生利用）イニシアティブを踏まえた廃棄物等の減量化等の一層の推進を図る。

地方公共団体は、循環基本法第10条に規定する責務にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する。

(2) 廃棄物処理法等に基づく施策の推進

国及び地方公共団体は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）に即して策定した廃棄物処理施設整備計画及び都道府県廃棄物処理計画並びに一般廃棄物の排出抑制方策等を定めた市町村の一般廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物の排出抑制等のために必要な措置を講ずる。

また、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律等に基づき必要な措置を講ずることにより、廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の推進を図るものとする。

(3) 廃棄物等の減量化のために要した設備投資に対する支援措置

国は、廃棄物等の減量化を図るため、その発生抑制や再生利用のための施設を設置する者に対して、その要した設備投資に対する金融上及び技術上その他の支援措置を講ずる。

2 廃棄物の減量化の目標量の達成

国は、基本方針に基づく「廃棄物の減量化の目標量」の達成に向け、政府全体として、一体的かつ計画的な廃棄物減量化対策を推進する。

3 その他

(1) 官公庁施設から発生する廃棄物等についての抑制と適正処理

国及び地方公共団体は、循環型社会形成推進基本計画、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の2第1項に基づき政府が策定する温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）及び同法第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村が策定する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）に基づき、官公庁施設から発生する廃棄物等について、その抑制と適正処理を推進する。

(2) 環境教育・環境学習の充実

国は、循環基本法に基づき、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の推進等、廃棄物等の減量化を図るための幅広い環境教育・環境学習を総合的

に推進し、そのために産官学民において人材交流や情報交換を推進する。また、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）に基づき、国は、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、廃棄物等の減量化を含めた環境教育・環境学習が推進されるよう情報の提供、人材の育成、教育プログラムの整備等を推進する。地方公共団体は、環境教育推進に関し、施策の策定、実施に努める。

第4 その他我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の削減に関し必要な事項

1 POPs条約の的確かつ円滑な実施

国は、POPs条約第5条の規定に基づき、ダイオキシン類の排出の総量の削減のため、行動計画の実施、利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）の利用の促進その他の必要な措置を講ずる。

2 ダイオキシン類発生源対策の推進等

（1）廃棄物対策等の推進

国及び地方公共団体は、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び特別法の規定に基づく監視措置の徹底等により、不法な廃棄物処理の取締りを引き続き強力に推進する。

また、特別法に基づき土壌汚染対策を推進するとともに、底質の汚染についても、汚染底質の除去等の対策又はその検討を推進する。

国は、地方公共団体が設置するごみ焼却施設について、財政的・技術的支援を推進するとともに、広域的な観点からの整備を一層推進する。さらに、産業廃棄物焼却施設について、廃棄物処理センターにおける施設整備に係る財政的支援の実施によりモデル的施設の整備を図るとともに、政府系金融機関の融資制度の活用等による設備の高度化を一層推進する。

また、一般廃棄物焼却炉の廃炉の際の施設の解体を適切に進め、跡地の有効活用を図るため、関係地方公共団体に対して財政的な支援を行う。

都道府県は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るために策定したごみ処理の広域化計画に基づき、その内容を早期に実施すべく、市町村への助言等を行う。

（2）未規制発生源対策等の推進

国は、POPs条約第5条(d)の規定に基づき、附属書Cに規定されている発生源のうち行動計画で特定した発生源に属する新規の発生源について、利用可

能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）に関する指針（以下「BAT及びBEP指針」という。）（注）等を考慮し、BAT及びBEPの利用を促進し、BATの利用を確保するための法に基づく適切な措置を講ずる。

また、国及び地方公共団体は、特別法による規制の対象となっていないダイオキシン類発生源及びPOPs条約附属書Cに規定されている発生源のうち既存の発生源及び行動計画の中で特定しなかった発生源に属する新規の発生源についても、排出に関する最新の知見、BAT及びBEP指針等を考慮し排出削減対策を推進する。

（注）POPs条約第3回締約国会議で採択されたBAT及びBEP指針を指す。

（3）適正な焼却施設を用いない野外焼却の禁止

事業者は、適正な焼却施設を用いない野外焼却については、廃棄物処理法及び悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規定により、原則的に禁止されていることを踏まえ、行ってはならない。

3 ダイオキシン類の排出量の把握等

（1）ダイオキシン類の排出量の目録の公表等

国は、廃棄物焼却施設等の各発生源別及び排出媒体別のダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）を作成し、公表する。排出量の目録を作成するに当たり、主要な発生源については毎年、その他の発生源については数年間隔で排出量の推計を行う。

地方公共団体は、特別法第28条に規定するところにより、事業者による測定の結果を公表する。

（2）常時監視その他の実態調査の実施及びその結果に応じた措置

国は、環境、人体、廃棄物焼却施設、産業分野等各方面におけるダイオキシン類について、毎年度計画的かつ継続的に実態を把握するとともに、国民に分かりやすい形で公表する。

地方公共団体は、特別法の規定に基づく常時監視等の実態調査を実施する。これらの実態調査の結果を踏まえ、国及び地方公共団体は、必要に応じ、特別法等に基づき適切な措置を講ずる。

（3）効果的・効率的な測定及び精度管理の推進

国は、効果的・効率的な測定やモニタリングを推進するため、迅速かつ低廉な簡易測定法が、その特性に応じて、適切な分野及び状況下で利用されるよう、その普及を促進する。

また、環境標準試料の供給、特定計量証明事業者認定制度（MLAP）の運用、

ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成12年11月環境庁）及びダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針（平成13年3月環境省）の普及等により、ダイオキシン類の測定における精度管理を促進する。

さらに、分析技術の理解と向上を図るため、地方公共団体等の公的検査機関の技術者に対する研修を計画的に実施する。

4 ダイオキシン類に関する調査研究及び技術開発の推進

国は、ダイオキシン類対策に必要な、生成・排出機構の解明、生物への影響、環境中の挙動等の調査研究及び廃棄物の適正な焼却技術、無害化・分解技術等の技術開発を推進し、適切な状況下で利用が進むよう、その成果の導入・普及を促進する。

5 国民への的確な情報提供及び情報公開

（1）情報提供及び情報公開

国は、健康や環境への影響の実態、調査研究・技術開発の成果、諸外国の動向等について、様々な数値が持つ意味を含め、正確な情報を迅速かつ分かりやすい形で公開する。

（2）計画的な広報活動

ダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物の発生抑制等を図るためには、国民が、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えていることを自覚し、廃棄物の減量その他環境負荷の低減に向けた取組を一層進めることも重要である。

このため、国は、国民に対してダイオキシン類問題についての理解と協力を得るため、関係省庁共通のパンフレット、循環型社会形成に向けてその現状や課題を総合的に明らかにした年次報告の作成等統一かつ計画的な広報活動を充実する。

また、国民生活センター及び各地の消費生活センターにおける情報提供や、機関誌、インターネット、マスメディア等を通じた、ダイオキシン類に関する正確な情報の提供に努める。さらに、あらゆる機会をとらえ、国民が自らの価値観やライフスタイルの在り方そのものを見直し、廃棄物の発生の少ない生活様式へ転換することを促す。

【参考】ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）

発生源	排出量(g-TEQ/年)													
	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
削減目標設定対象	7676 ~ 8129	3691 ~ 4144	2870 ~ 3201	2390 ~ 2521	1895 ~ 2007	937 ~ 960	368 ~ 393	340 ~ 362	323 ~ 347	286 ~ 311	281 ~ 299	212 ~ 217	153 ~ 154	155 ~ 156
水	13	12	12	9	4	3	2	2	2	2	3	1	1	2
1 廃棄物処理分野	7205 ~ 7658	3355 ~ 3808	2562 ~ 2893	2121 ~ 2252	1689 ~ 1801	748 ~ 771	219 ~ 244	215 ~ 237	213 ~ 237	193 ~ 218	181 ~ 199	132 ~ 137	102 ~ 103	94 ~ 95
水	5	5	5	3	2	1	1	1	0	1	2	1	1	1
一般廃棄物焼却施設	5000	1550	1350	1019	812	370	71	64	62	54	52	42	36	33
産業廃棄物焼却施設	1505	1105	695	558	535	266	75	70	73	63	60	42	34	29
小型廃棄物焼却炉等 (法規制対象)	-	-	-	326	158	79	37	38	31	25	24	30	19	19
小型廃棄物焼却炉 (法規制対象外)	700 ~ 1153	700 ~ 1153	517 ~ 848	218 ~ 349	184 ~ 296	33 ~ 205	35 ~ 189	43 ~ 149	47 ~ 125	50 ~ 110	45 ~ 93	18 ~ 80	13 ~ 50	13 ~ 61
2 産業分野	470	335	306	268	205	189	149	125	110	93	100	80	50	61
水	6.3	5.8	5.8	5.0	1.8	1.2	0.9	1.0	1.0	0.8	0.8	0.5	0.3	0.6
製鋼用電気炉	229	140	142	131	95.3	94.8	80.3	64.0	49.6	39.5	50.2	33.0	20.1	30.1
鉄鋼業焼結施設	135	114	101	69.8	65.0	51.1	35.7	30.4	29.3	21.2	20.5	22.5	9.1	10.9
亜鉛回収施設	47.4	25.4	21.8	26.5	9.2	14.7	5.5	8.1	4.1	8.2	1.8	3.1	2.1	2.3
アルミニウム合金 製造施設	31.0	28.8	23.1	22.2	19.7	16.3	17.4	13.0	15.2	12.9	15.6	11.3	11.1	8.7
その他の施設	27.3	26.2	18.6	18.6	16.2	11.6	10.3	9.7	11.4	10.7	11.7	9.9	7.7	8.8
3 その他	1.2	1.2	1.2	1.2	1.0	0.5	0.6	0.4	0.5	0.2	0.3	0.2	0.1	0.2
水	1.2	1.2	1.2	1.2	1.0	0.5	0.6	0.4	0.5	0.2	0.3	0.2	0.1	0.2
下水道終末処理施設	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	0.5	0.5	0.4	0.5	0.2	0.3	0.2	0.1	0.2
最終処分場	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
削減目標設定対象外	3.6 ~ 6.2	3.7 ~ 6.4	3.7 ~ 6.5	3.7 ~ 6.4	3.7 ~ 6.5	3.8 ~ 6.7	3.8 ~ 6.7	3.8 ~ 6.8	3.7 ~ 6.7	3.8 ~ 6.8	3.9 ~ 7.0	3.4 ~ 6.1	2.3 ~ 3.9	2.3 ~ 4.1
火葬場	2.1 ~ 4.6	2.2 ~ 4.8	2.2 ~ 4.9	2.2 ~ 4.8	2.2 ~ 4.9	2.3 ~ 5.1	2.3 ~ 5.1	2.4 ~ 5.3	2.4 ~ 5.3	2.5 ~ 5.4	2.6 ~ 5.7	2.2 ~ 4.9	1.2 ~ 2.8	1.2 ~ 3.0
たばこの煙	0.1 ~ 0.2	0.1 ~ 0.2	0.1 ~ 0.2	0.1 ~ 0.2	0.1 ~ 0.2	0.1 ~ 0.2	0.1 ~ 0.2	0.1 ~ 0.2	0.1 ~ 0.2	0.1 ~ 0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
自動車排出ガス	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2	1.2	1.1	1.0	1.0
合計	7680 ~ 8135	3695 ~ 4151	2874 ~ 3208	2394 ~ 2527	1899 ~ 2013	941 ~ 967	372 ~ 400	344 ~ 369	327 ~ 354	289 ~ 317	285 ~ 306	215 ~ 223	155 ~ 157	158 ~ 160
水	13	12	12	9	4	3	2	2	2	2	3	1	1	2

注 1：平成 9 年から平成 19 年の排出量は毒性等価係数として WHO-TEF(1998)を、平成 20 年から平成 22 年の排出量は可能な範囲で WHO-TEF(2006)を用いた値で表示した。

注 2：表中「水」は、水への排出（内数）を表す。

注 3：表中の 0 は小数点以下第 1 位を四捨五入し g-TEQ 単位にそろえた結果、値が 0 となったものである。

注 4：その他、本計画の対象とならないダイオキシン類の発生源としては「森林火災」「野焼き」が考えられる。「森林火災」の平成 21 年度の大気への排出量は、0.06g-TEQ/年と試算される。また「野焼き」は我が国では原則として禁止されている。